

治は忠直の脇役的存在であった。

いずれにせよ忠直が背負ったのは、為邦から重朝への当主の交替が間違っではいかなかったことを内外に周知させることが重要な役割であったということができる。五山僧侶との交流で重朝の好學と文芸の才能を中央に伝えることで菊池氏の評価を国外に広め、藤崎宮の鑄鐘や阿蘇山本堂造営を後援して重朝の功を国内に周知させることができた。一方、重朝政權の宿題であった筑後回復は、訴訟も出兵も成功せず、却って五条氏の離反という不利すら生じた。さらに、大友氏は大内氏との対立關係を修正したので地理的に不利な位置にある菊池氏は内外に面目を落としただけの結果となった。

一方、大内氏は豊前・筑前二国を手中に収め、文明十二年（一四八〇）に当時の連歌界の第一人者である飯尾宗祇を九州に招いている。宗祇は筑豊の武家に歓迎され、各地で連歌の座に招かれて大友氏の新領国安定に貢献している。文明十三年に菊池家中の侍を集めた菊池万句は、内には家中に批判勢力を生み出しかねない政治情勢を抑え、外には菊池家中の結束力の健在をアピールせねばならなかった忠直の演出であつたという視点も可能である。とすれば、隈部為治は為邦・重朝時代の菊池氏の歴史の裏面と深くかわつた存在であつたことになる。

その他、隈部忠豊も系図には記載されていない人物である。永正三年（一五〇六）十月十三日の相良文書「城政冬外二名連署状」（『隈部館跡Ⅱ』所収）では、政隆が阿蘇惟長援兵として来陣した大友勢と戦つて両度勝利したと述べているが、この文書に連署している「外二名」とは、内空閑重載と隈部忠豊である。文書の上書きには「隈部弥八郎」とあり、名乗りからは忠直系・忠門系に近いし、弥八郎からは弥七郎衛年と兄弟かとも想像される。同様の連署状は牛島文書の「菊池家老臣連署宛行写」（熊本県史料中世編第四）にも見られ、反政隆方に傾いた大勢に背いて政隆方とし

て終止したのであろう。隈部親春「隈部家代々物語」は、島原に隈部姓が存在すると指摘しているが、関わりあるとすれば、政隆の島原亡命に随従した忠豊に由来すると見るのが妥当であらう。

五、まとめ

隈部の地は、菊池郡北部の迫間川が山間から平場に出た兩岸の隈府扇状地一帯を指し、東に所在する菊池川右岸の木庭などとは対峙する位置を占める。

隈部氏の苗字は、この地域に由来し、南北朝内乱初期の隈部城は同氏の城であつたと見られるが、やがて菊池武光の代に菊池本城となり、隈部氏の城ではなくなつたといえる。しかし、隈部氏は苗字を変えていないと見られることから、本拠を他に移していないと云えよう。これは、隈部氏が菊池氏宗家の旗本（直屬軍）として主家と一体化した存在となつた故であるとすれば説明できる。

隈部氏は、城氏・赤星氏のように菊池氏と同族ではなく、室町時代から源姓を称していたことが、隈部忠直母の供養塔銘文で明らかである。このことから隈部系図のいう大和源氏宇野親治始祖説は、他の可能性とともに再検討の余地が生じる。近世前期の記録により、宇野を称する家が山鹿湯ノ町別当として、少なくとも中世末期には存在していたことが明らかであり、その間の隈部氏との關係はさらに考えてみる価値はある。

室町期の隈部氏は、二系統を中心とした複数の五十六家の同族集団として、菊池家中では最大勢力であつたが、系譜上著名な最後の宗家である親永・親泰の親子とどう繋がるか、傍証する史料は未確認である。一方で、菊池の歴史展開の過程で重要な存在でありながら系図に洩れている人物も指摘できる。

書の隈部為治関係文書は、その間の事情と絡む文明九十年のものと推定される。

菊池氏は伝統的に肥後に近い南筑後の国衆たちとつながりがあり、その出兵が彼らの呼び水となって大友勢と筑後で対抗し、南筑後の実力支配が確保できるという目算があったと考えられる。

しかし、為治が言うように、大友氏は菊池氏の訴訟の年から筑後国衆の抱え込みにかかって味方につけており、それまで大友氏と通じることのなかった五条氏をも五百町安堵を条件に菊池方から離反させたから、菊池の出兵は効果がなく、却って背後を襲われる危険さえ生じたのであった。これは旧菊池家重臣として、山を隔てた筑後国境の向こうにいる五条氏とは本来周知の關係にあった為治でなければできなかったことであり、政親の為治への上意(態度)も丁寧であったわけである。

しかし、隈部為治がなぜ他国に出て大友と通じ、系図にも名を残さぬ結果となつたか。為治が菊池を出た背景には、菊池家中の内紛と關係があつたとしか考えられないが、それは為治の名乗りからみて持朝の時代は考えられず、為邦・重朝時代のことであろう。この間に変つたことといえば、壮年三十六才の為邦の隠居と若年十七才の重朝の家督相続という不自然な事件がある。この件については歴史は語らないが、なぜか相良文書に残される「菊池重朝書状案」では、

「御教書之事、父子不快無御存知、肥後守と被成下候之由承候、不審之至候、既家督相続之段致注進候之間(略)」

と、幕府の上使に対し、為邦との間に「不快」(対立)があり、家督相続の報告は済ませているのに幕府は肥後守宛ての文書を送ってきたのは納得できないと述べている。文明十年十二月日付の「室町幕府奉行人連署奉書」(大友文書録)は、重朝に宛てて「菊池十郎殿」とあり、肥後守と幕府は認めていない。或いは、幕府は当初、為邦から重朝の家督交替を認めていなかったのかも知れない。この不自然な家

督交替の原因を直接語る史料はないが、交替のあつた文正元年(一四六六)は、寛正六年の翌年に当る。寛正六年は高良山合戦があつた年であり、大友・菊池の筑後守護の半国の分割の幕府裁定を無視した実力行使で菊池勢が敗北し、大將肥前為安が討死し、筑後守護職を菊池氏は失つたのである。

この問題では、恐らく菊池家中内部で受諾か実力対決かの意見の対立があり、為邦は寛正三年以来、為治を幕府との交渉役として和戦両様の姿勢であつたが、大友に時を与えるという批判が根強く、結果は出遅れた出兵で敗北となつた責任が問われたのであろう。多数派となつた為邦批判勢力は重朝を擁立して為邦を隠居させ、和平派の為治の亡命という結果となつたとみるのが妥当なところではないか。それ故に重朝政権では、筑後権利の回復は果たさねばならない課題であり、文明九年の幕府訴訟・十年の筑後出兵となつたものといえよう。

十七才の重朝が、父為邦との対立の形をとり、家督を相続した背後には、重朝を表に立てた菊池家中の侍たちの多数の総意があつたのであり、この菊池家中の侍の総意は、対能運の袈裟尾合戦、宇土為光の推戴、反政隆勢力の結集、阿蘇惟長の推戴と菊池氏宗家の歴史の節目のいずれにも現れており、菊池氏当主を規制し、変革する原動力として歴史に作用したのであつた。

その中で、最大勢力である隈部氏の影響力は大きかつたはずである。そして重朝政権を補佐し、家中を動かしたのが隈部忠直であつた。ただ忠直が反為邦派として重朝擁立の中心人物であつたのか、為治亡命により結果的に隈部一族代表者として城・赤星氏とともに重朝政権を支えたのかの判断は下せない。忠直はその名乗りが持朝から与えられたと推定されるところから為治より年上であつたと見られる。しかし、為邦時代には為治が一族を代表し、忠直は脇役にあつたと推測される。忠直が重朝の老者として一族を代表している時、為治の後継者と見られる次郎右衛門武

為邦の一字を得ての名乗りと見て、文書・内容とも矛盾はない。

これら文書五通は、筑後守護の大友氏が、これまで所縁を作ることのできなかった筑後国八女郡矢部の五条氏を味方につけた事情を示すものであり、これに隈部為治が関わっている。文書には年代を欠くが、後述するように内容から判断して文明九十年(一四七七)一四七八)であろう。

検討の前に、各文書の内容の要約を述べる。

①隈部為治文書(十二月十二日・五条氏宛)

筑後山中勢力の去就は未定のようなのだが、筑後の大半は大友方となったこと、五条氏は千町の安堵でなく、五百町の安堵を条件に、大友方を表明すれば安堵状を入手できる。大内氏・島津氏も大友に音信があった。

②大友政親書状(十二月二十九日・隈部為治宛)

五条良邦が大友方となることを申し入れてきたこと。所望の地を筑後の内五百町の預け状として出すので、五条氏が太友としての立場を明らかにするよう指示。

③大友政親預け状(十二月二十九日・五条氏宛)

大友政親、五条氏に五百町の預け状

④隈部為治書状(正月十二日・五条氏宛)

政親の預け状を受け取り、守護代に持参して内容を確認したことを伝える。

⑤隈部為治書状(二月二日・五条氏宛)

豊後への五条氏からの使者派遣を政親が喜び、為治も面目を施したこと。新給地を早々治めること。昨日の五条氏からの書状は持参(館へ)して御前に置いてきたこと。

この五通の文書内容から、為治は、大友政親の館のある府内に滞在していると見られること、大友政親と直談できるような関係にあること、政親不在の時は御前(執務室力)に書状を提出しておくなど、館の出入りが認められているほど、大友方に信用されていることが推定される。

為治の名乗りは、一族の中で唯一、菊池為邦の上の一字を与えられたものであり、但馬守の受領名(官職)を称しているところから、隈部一族では筆頭の地位にあった人物と考えられる。このように菊池三重臣家隈部氏の筆頭といえる人物が、国外に出て大友氏と五条氏の間を仲介し、従来の菊池氏との結び付きから五条氏を離反させる画策を行っている事情をどう理解すればよいか。

南北朝内乱以来、大友氏と菊池氏との確執は続いているが、この問題は筑後守護職に端を発している。一方、海を隔てて向かい合う豊後の大友氏と長門の大内氏も対立・抗争があり、大友持直は大内盛見と戦い、盛見は討死している。その間に足利義教は、菊池持朝に大内氏を助け、大友氏討伐を命じ、筑後守護職を与えることを約束しており、永享四年(一四三二)、菊池持朝は筑後守護となった。しかし、幕府との関係を修復した大友氏は筑後回復に動き、寛正三年(一四六二)、足利義政は大友政親に筑後半国守護職を与えた。菊池為邦はこの処置に納得せず、寛正六年(一四六五)、大友氏との間で高良山合戦となったが、大將肥前為安の討死による菊池勢敗北の結果、筑後一国すべてを失うことになったものである。

その後も大友・大内対立の中で、菊池は大内氏に近く、親幕府路線の大友氏に対し、反幕府の行動を取った鎮西探題渋川教直の亡命を受け入れるなど、反幕府の姿勢があった。

文明九年(一四七七)、菊池重朝は幕府に対し筑後半国守護を訴訟したが認められず、翌十年には筑後に出兵したことが知られるが、その成果はなかった。五条文

特に、人数の多い隈部姓で複数の家の存在の可能性は、両史料を通していくつかの世代のグループを推測することができる。仮に別表(資料二)に関係図の案を考えてみたが、万句連歌で三家から五家、諸侍連署起請文で三家から五家に隈部一族は分かれていたのではないかと想像される。その中で忠直系(直)と武治系(治)が主流ではなかったかと思われ、なお、忠直の父・朝豊の名乗りと官名につながる朝系は忠直系の傍流であろう。

主流と見られる直系と治系について、忠直が重朝の老若代表であったことは確かであるが、彼が文明四年に阿蘇山本堂造宮棟別銭について、肥後国内の国衆たちの依頼責任者として奔走していた時、その補佐役であったのは次郎右衛門武治であるが、彼は永正二年の諸侍連署起請文では式部少輔を称し、連署の位置から見て直系統の和泉守宗直より格上であり、赤星・城・隈部三老若代表の一人であると推定される。この直系・治系隈部姓のどちらかが系譜上で最後の隈部氏宗家である親永・親泰につながるはずである。筆者は、本来、治系が宗家であったと見てはいるが、後述の為治事件で忠直が重朝老若となったことから、どちらとも判断しかねている。

(二)隈部為治の存在

隈部氏の中には、系図には記載されていないが、関係史料を検討する時、歴史上無視できない人物をも挙げることができる。

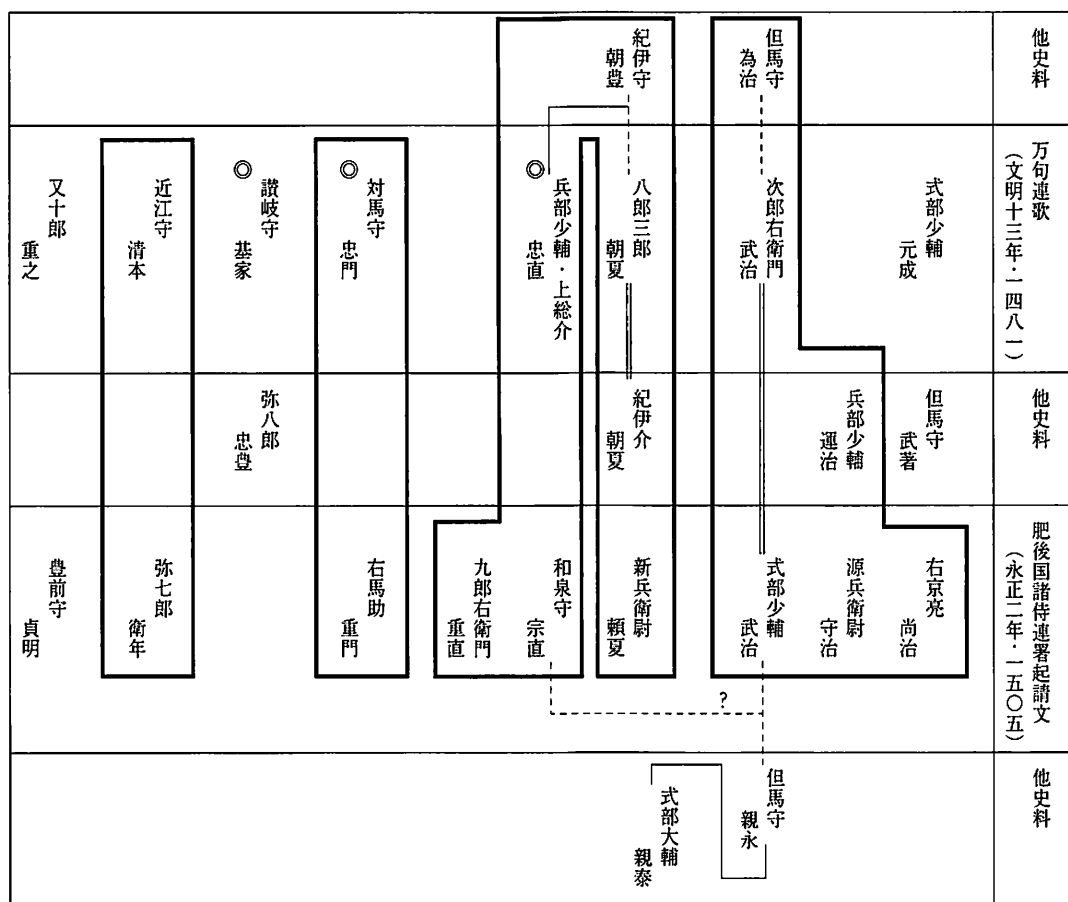
五条文書の中に残されている隈部但馬守為治である。この為治関係史料は、隈部武治書状三通・大友政親書状一通・大友政親預け状一通の計五点で、『隈部館跡Ⅱ』の関連文献史料に収録しているので文書紹介は省略する。為治の名は他の肥後関係の文書や隈部系図にないことで、従来知られていなかった人物である。彼が隈部一族であることは「隈部但馬守為治」の書状の上書きで動かないし、為治の「為」は

〔資料二〕

隈部一族系統図(試案)

◎連歌会席主

—— 同一人物



文亀元年(一五〇一)菊池能運は老臣ら家中の侍と対立し、一部の側近と隈府を脱出、玉名の一族肥前家や南筑後の兵を率いて隈府の西の袈婆尾原で隈府の老臣たちの軍と戦ったが敗北し、肥前高来に亡命した。隈府の家臣たちは、養子となって宇土氏を嗣いだ持朝の子・為光を守護に擁立して隈府に迎えたが、文亀三年に能運はその地位を回復し、宇土氏滅亡、宇土氏に協力した八代の名和氏は本拠八代城を失う結果となった。ところが永正元年(一五〇四)、能運が急死し、後嗣ぎがなかったで、遺言により迎えられたのが、一族肥前家の政隆であった。政隆の父・重安は、先の袈婆尾原の合戦で能運方として討死している。政隆は隈府に入って家督を嗣いだ、家中は政隆派と反政隆派に分裂し、永正二年九月、反政隆派二十二人は阿蘇惟長に起請文を送り、武力対決における後援を求めているが、さらに、大友氏もこれに介入し、大友義長の二男(後の菊池義武)を送り込む案も生じた。しかし、大友二男は幼少の故に、結果として惟長を守護とする案に決着し、送られた起請文が十二月三日のものである。この段階では反政隆・惟長擁立の連署者は万句連歌発句者八十六人に匹敵する八十四人となっている。もちろん、この中には一族は含まれていない。当主政隆への賛否は宗家内部の問題であったのである。また厳密に言えば、城政冬や隈部忠豊・内田重国・山北邦統などの政隆派は含まれていないが、内古閑重載のように連署に参加していながら政隆派となっている例も存在する。これら両史料の菊池家中の侍を検討するに、隈部姓の人数は他姓に比べて格段に多い。万句連歌では隈部姓は十人、次に四人記されるのが赤星・佐藤・伊牟田姓、三人が城・小森田・内古閑姓であり、諸侍連署起請文では、隈部姓八人、次いで赤星姓五人、内古閑・小森田・竹崎姓四人、内田・城姓三人である。したがって、重朝時代・能運時代の菊池家中で隈部一族が最大の勢力を占めていたことは動かさない。さらに永野・阿佐古氏は独立しているが、隈部一族とされているのである。

この隈部姓の侍たちは、その数からみて親子・兄弟といった近い一家の者だけとは考えられない。万句連歌では隈部氏三人が席を提供しており、それぞれ隈府に館を構えていることは確かである。また、受領名(国司)あるいは、これと同格の中央官職を称している者やそうでない者には格差があると見られ、受領名等を称している者は独立して一家を構えた存在として考えられる。万句連歌では式部少輔・上総介・対馬守・讃岐守・近江守は、少なくとも独立した存在であるとみられ、諸侍連署起請文では式部少輔・和泉守・豊前守は格上で独立の存在であると見られる。もちろん、若年の当主の場合は、官名低く、後に上昇している場合が、次郎左衛門から式部少輔となっている武治、八郎三郎から紀伊介となっている朝夏もいるので、一概に云えない部分もあるが、これだけの隈部一族は数代を経て独立分流の家の当主たち複数の集合体であると考えられる。その内、早く分かれ、隈部の西方に苗字の地を称した阿佐古・永野氏のような一族もあったが、多くは菊池氏宗家直属の家臣として隈府城下・隈部の地を離れなかったので、独立しても隈部姓を称する結果となり、また、主君の直臣団としてその周辺にある故に結束力も強い存在であったと推測される。

また、一般に名乗りは、その家の一字を継承することが多く、官職もこれに準じる。官職を得ていない者は、まだ若年か家格の低い者であろう。ただ、名乗りについては、この時期に主君の一字を与えられる場合も生じ、為邦の「為」や「邦」、重朝の「重」や「朝」を称する者が見られるが、一字を得た彼らは、主君と所縁強い者であり、一族代表者は主君の一字でも格の高い上の字を名乗っている。文明十三年(一四八二)と永正二年(一五〇五)の両史料は、二十余年の差があり、武治のように同一人の場合もあるが、その間には親子、あるいは孫までの世代の差が推測される。

城	上総介	頼岑	○限部	源兵衛尉	守治	高橋	薩摩守	朝景	合志	掃部助	隆冬
○限部	式部少輔	武治	○関部	新左衛門尉	朝家	若園	源兵衛尉	忠道	馬見塚	藤左衛門尉	盛秀
赤星	彈正少弼	重規	内田	右京亮	重貞	長野	清左衛門尉	運俊	白石	民部丞	朝道
内古閑	備前守	重載	小森田	和泉守	朝右	阿佐古	清左衛門尉	能清	出田	六郎	貞峯
田嶋	右京亮	重実	内古閑	二郎左衛門尉	朝貞	内古閑	周防守	朝誠	佐藤	式部丞	朝佐
小森田	安芸守	能世	瀬田	新左衛門尉	惟夏	小森田	加賀守	高世	竹崎		又丞丸
内田	遠江守	重国	山北	掃部助	景直	平山	十郎太郎	能世	佐野	伊豆守	朝経
長野	備前守	運貞	白間田	又十郎	武益	○限部	右馬助	重門	多比良	出雲守	朝道
立田	伊賀守	重雄	○限部	右京亮	尚治	合志	藏人少輔	隆岑	牧	右馬允	安満
窪田	大和守	為宗	赤星	右近允	武規	小山	十郎三郎	運貞	内田	右衛門尉	朝藤
○限部	和泉守	宗直	宗	与八郎	盛頼	関部		満龍丸	立田	刑部少輔	武実
鹿子木	民部左衛門尉	貞治	瀬田	兵部丞	惟衛	小森田	四郎兵衛尉	運衛	赤星	安芸守	有繼
御宇田	上総介	重直	竹崎	忠左衛門尉	惟豊	窪田	式部丞	重宗	馬見塚	新左衛門尉	長行
長田	右衛門尉	武秀	高倉	図書助	俊直	山井	丹波守	頼直	平山	中務少輔	秀直
出田	刑部大輔	重綱	○限部	弥七郎	衛年	赤星	大藏少輔	重生	若園	源兵衛尉	忠村
岩河	藏人允	運秀	相良	式部少輔	朝長	○限部	新兵衛尉	頼夏	竹崎	二郎右衛門尉	惟次
立田	小次郎	重徳	吉田	新十郎	公棟	城	弥七兵衛尉	昌岑	馬見塚	左衛門尉	盛岑
○限部	大藏少輔	敏岑	竹崎	兵部丞	惟直	御宇田	山城守	直貞	中山	対馬守	経世
吉田	豊前守	貞明	赤星	飛騨守	房繼	佐藤	日向守	重秀	大河内	和泉守	氏直
北	左衛門尉	公世	関	将監	公頼	鹿子木	式部丞	房貞	田中	彈正忠	朝宗
山城守	公村		古閑	山城守	貞載	内古閑	神十郎	運直	竹崎	図書助	惟秀

万句連歌発句作者と場所一覽

(資料一一)

(文明十三年(一四八二)八月一日)

重朝館座敷

(菊池 肥後守)重朝

周持

北 高房

湯郷 式部少輔 賴種

赤星 九郎 重規

城 為冬亭

城 右京亮 為冬

長田 式部少輔 其秀

合志 太郎 重隆

馬見塚大和入道 有盛

木山 三河守 惟之

隈部忠直亭

○隈部 上総介 忠直

石貫 民部少輔 安元

西福寺 広替 孝空

宗 大和守 重信

宮崎重作亭

宮崎 兵部少輔 重作

白石 常陸介 頼道

方保田 丹後守 守経

吉田 兵部少輔 公夏

弥生 式部少輔 朝氏

竹崎惟岑亭

竹崎 伊豆守 惟岑

延命軒 慈載

竹崎 安芸守 惟氏
嶋崎 右京亮 公興
高倉 因幡守 守俊

山北邦統亭

山北 对馬守 邦統

鬼嶋 出羽守 邦久

伊牟田兵部少輔 家吉

西山 河内守 経道

赤星 遠江守 有信

関部邦宗亭

関部 伊豆守 邦宗

高嶋 近江入道 元雄

嶋 長門守 宗次

平川与三左衛門 高冬

北嶋 新左衛門 氏世

平山盛世亭

平山 遠江守 盛世

赤星 中務丞 有繼

佐藤 駿河守 邦佐

○隈部 又十郎 重光

市田 美濃守 惟実

若蘭忠幸亭

若蘭 山城守 忠幸

西山 伊賀守 安貞

伊牟田加賀守 守親

城 六郎 重岑

小森田八郎左衛門 邦治

小森田重世亭

小森田兵部少輔 重世

石貫 主税助 広政

小森田 三河守 経世

宇都宮 次郎 貞綱
塚本 伯耆守 親勝

隈部基家亭

○隈部 讃岐守 基家

桜井 播磨守 公綱

南福寺 長朝

荒尾 和泉守 泰直

伊牟田上野入道 宗与

山口朝昌亭

山口 九郎右衛門 朝昌

佐藤 兵部少輔 邦則

久多良木 伯耆守 良直

安樂院 契教

桜井 大藏少輔 公岑

阿佐古武貞亭

阿佐古 式部録 武貞

瀬田 兵部少輔 武宗

竹崎 出雲守 惟円

岩野 山城守 遠時

秋蔵 備前守 公尚

早岐邦政亭

早岐 山城守 邦政

早岐 六郎次郎 元昭

合志 藏人佐 英冬

平川 和泉守 隆門

惟親

山井重統亭

山井 勘解由允 重統

内古閑 図書助 頼統

石貫 広福寺 源有

内古閑 周防守 誠長

○隈部 八郎 重治

内古閑為載亭

内古閑 刑部 為載

佐藤 大和守 為春

○隈部 八郎三郎 朝夏

霜野院主 祐泉

○隈部 次郎右衛門 武治

長野重郷亭

長野 太郎 重郷

鹿子木 兵部 重員

長野 修理亮 右俊

○隈部 式部少輔 元成

佐藤 式部少輔 為成

隈部忠門亭

○隈部 对馬守 忠門

城 伊豆守 朝成

○隈部 近江守 清本

赤星 修理亮 有直

道田 加賀守 邦世

(願成寺座)

願成寺 弥阿

願行寺 吾阿

伊牟田 勘解由 朝広

方保田 藤左衛門 良清

木葉 遠江守 信治

(多聞院座)

勝蔵坊 長尊

高倉 出羽守 家俊

○隈部 新左衛門 弘直

多聞院 珠長

常樂寺 長勢

折ふし、彼国に下り国侍とも手に不入難儀に及事あらハ、互に頼れ申へしと契約有、政隆を当国にて菊池殿と号す、案に不違、親重国侍にせはめられ、日向にたまりかね、菊池をたのミ、当国に引越、隈府に移住し給ふ故、隈府殿と申、

『肥後地誌略六』（宝永五年）〔追加史料三—三〕

(一)「鶴山城跡、宇野七郎親治、鶴山に城を築きて居住す(略)七郎親治は大和源氏にて、保元の乱に洛中にて平基盛と戦て擒となる、菊池に預けられて山鹿に住す、其子孫隈部と称号を改め、菊池代々の家臣なり(山鹿由来記)」

(二)温泉郷 土俗の説に昔山中の鹿冬日此所に集り、浴して身を煖むるを見て、温泉を見出す、因郡の名を山鹿と号すと云う、隈部上総介忠直建てたる温泉の十境(略)

『中原雜記』（寛文三年）(肥後古記集覽 所収)〔追加史料三—四〕

一、山鹿湯ノ町別当ハ、たとへバ昔ハ宇野七郎親俊嫡子宇野小次郎親治、此代ニ湯ノ町ノ別当役ニ宇野を御免被成、宇野源四郎と申、是より代々宇野を名のり役を勤、寛文中にて別当跡絶、

四、万句連歌と肥後国諸侍連署起請文

(一) 両史料にみる隈部一族

この両史料は、性格や目的は異なるが、守護大名菊池氏を直接支える人的・領域的構成が推測されるものとして古くから紹介されているものである。その中に見出される隈部一族の名と系統、菊池家中における位置付け、また、両史料間の二十余年の時間差から検討されるべき内容を含んでいる。両文書とも関連文献史料として

報告書『隈部館跡Ⅱ』に収録されている(ただし、万句連歌は隈部氏一族の分のみ抄出)。

問題となるのは、両史料に列記されている菊池家中の人名である。そこで理解を助けるために別表(資料一—一・資料一—二)に整理した。

周知のことであるが、「菊池万句」と呼ばれる連歌は、文明十三年(一四八二)八月、隈府において菊池重朝が主催したもので、千句を二座で受け持ち、二十座の席で成就させた一万句連歌で、その全句は伝えられていないが、各百句の発句(最初の句)のみは、弘治二年(一五五六)に城越前守親賢の自筆写本(県指定重要文化財)が伝えられており、その発句と作者名、また席主の名が記されている。

これら参加者の人名は、寺家を除いて菊池重朝の直臣たちであり、彼らは、菊池・合志・山鹿・山本・玉名・鮑田・詫磨の肥後国北部七郡の領主たちである。ただこれには被官化した城氏・赤星氏は別として、宗家に対して一応独立している一族は含まれていない。彼らは、木野氏・山鹿氏(山鹿郡)、高瀬氏・肥前氏(玉名郡)・千田氏(山本郡)・出田氏(鮑田郡)・菊池詫磨氏(詫磨郡)、宇土氏(宇土郡)である。これらの一族が家臣とは別扱いされて、国内の国人領主並みに扱われていることは、文明四年(一四七二)の阿蘇山本堂造宮棟別銭の催促からも明らかである。

万句連歌は、肥後国守護大名である菊池氏宗家が直接把握している直轄領内の領主たちを連衆として集めて催したものであった。

一方、その二十余年後の永正二年(一五〇五)十二月三日作成の「肥後国諸侍連署起請文写」(阿蘇文書)も、菊池家中の侍たちが連署したものであるが、これは主君の催しによるものではなく、同意の侍たちだけが連署したものである。その前書きの大意は、肥後国の守護として阿蘇惟長(大宮司)を推戴することを皆で申し定めたので、今後二心なく行動すると誓っているものであるが、この理解のためには時を遡っての説明が必要である。

また一時代前の永正二年の諸侍連署起請文の代表者隈部式部少輔武治は、九月五日の連署起請文についてだけは「山鹿式部少輔武治」と記しており、山鹿の地との間に何らかの関係も考えられる。

(二) 宇野親治伝承の展望

隈部氏が中世後期に源姓を称していたことが明らかであるとすれば、宇野親治始祖説と絡むものとして親治伝説の検討は避けられないであろう。

江戸時代の隈部氏の祖に関する伝承記録の中では、山本郡系と山鹿郡系のものが考えられる。山本郡系は『霜野物語』・『花群山参詣記』がそれであり、山鹿郡系は「山鹿由来記」によるという井沢幡竜の『肥後地誌略』である。山本郡系は内古閑氏関係の中に伝えられたもので、戦国期に内古閑鎮資の養子に、隈部親永の次男が迎えられて鎮房と称したことから隈部氏に言及している。

その他『昔噺聞書』にも城村城籠城の中で、保元物語を中心とした隈部氏の始祖に言及するが、それは国内各地の伝承を集録したものに含まれる一つに過ぎず、時代は遅れるのではないかと思われる。

後記抄出の(追加史料三)の内容から伺われることは、江戸時代前期の城北地方の伝承において、温泉・宇野親治・隈部氏との関係が異なっていることである。すなわち、山本郡系では、宇野親治と隈部氏は結びつけず、山鹿温泉と宇野親治の関係を伝えているのに対し、山鹿郡系では、宇野親治と隈部氏のつながりを伝えるが、温泉と宇野親治の由来は認めていない。したがって、前時代の隈部氏と菊池氏との関係についての共通の歴史認識はあったが、江戸前期の段階では、宇野親治については別の伝承も混在していたと推測せざるを得ない。では、宇野氏伝承の根源は何かということであるが、筆者には『中原雜記』の伝承は示唆するところが多く興味深

い。この記録は山鹿郡西牧の中原某がその祖父や同村蓮政寺の住職了巴の証言を寛文三年(一六六三)にまとめたものであるが、蓮政寺は山鹿湯ノ町とも所縁深い寺であった。したがって、戦国末期における山鹿湯ノ町の動向がいろいろ紹介されているが、その中に町の統領である別当家の伝承を、その部分のみ抄出紹介した。

それは、別当家が宇野親治の許しで宇野源四郎と称することに始まり、代々宇野姓を名乗り、中原雜記が成立した頃まで、その子孫は続いていたというのである。これは山鹿湯ノ町において、中世に遡って宇野を苗字とする家があったことを示す証言として重要である。この家が宇野親治伝承と結びつく根源であり、商人と武家の身分が未分化であった中世山鹿湯ノ町の町衆集団を支配する別当家の權威を支える伝承であったことは確かであり、別当家本家は断絶したが、一族はその後山鹿で伝承を伝え、祖先の称揚を行ったことが知られる。中世後末期に宇野姓を称した山鹿湯ノ町別当と戦国後期に山鹿郡を支配した源姓隈部氏との関係については明らかではないが、隈部系図理解には、これらの伝承も念頭に検討されるべきであろう。

『霜野物語』(元禄年間成立カ)(肥後古記集覽所収)(追加史料三一)

(略)親永の先祖を大膳大夫親重といふ、延久五年に日向国を給り下向せられしが、国中の者にせばめられ、国の住居成りかたく、菊池をたのミ肥後に来たり、隈府に居住し給ふ故隈部とぞ申しける(略)

『花群山参詣記』(享保八年写 元禄九年成立カ)(肥後古記集覽所収)(追加史料三一)

(一)(略)町に温泉有、此湯治と申せしは、大昔此所鹿住山にて有し時、宇野源次郎親春、鹿をねらひに此山にわけ入、此場を見付、

(二)(略)隈部八本名何と申せしとも知らず、大膳大夫親重とて、延久五年に日向を給り、又七条大納言道隆卿ハ肥後菊池庄を給て、同前に都を打立下り給ふ

ない。これは家の名乗りの字以外に主君の名乗りの一字が与えられる例が生じていることを示す。朝豊は持朝というより、その父・兼朝から与えられた「朝」であろうが、忠直の「忠」は何か。持朝は將軍義持の一字を与えられていたので「持」は与えられず、代わりに家臣に与えたのが「忠」であつたと推測される。

為邦の老者と見られる宮崎右衛門大夫忠利・某忠治の名が相良文書にあり、阿蘇文書には正長二年の「菊池持朝加冠状写」では「惟忠」と与えている。忠直の名乗りも持朝が与えたのであろうが、親子とも歴代主君から名乗りの一字をもらっていることは、朝豊・忠直の家系は一族の中でも格の高い家で、主君菊池氏とのつながりも深い地位にあつたと見ることが出来る。ただし、「万句連歌」には忠直とともに「隈部八郎三郎朝夏」の名があり、彼は後に「紀伊介」を称し、相良氏に使者として来たことを沙弥洞然は「沙弥洞然長状写」（相良文書）に記している。忠直は誕生の翌年母と死別している故に異母弟がおり、父の名乗りや官名はそちらに継承されたと見てよいであろう。そして、永正二年（一五〇五）の「肥後国諸侍起請文写」には「隈部新兵衛尉頼夏」の名があり、この系統は忠直系の傍流として存続したのではないか。

また、忠直は「上総介」の官名で知られているが、銘文の寛正二年（一四六一）には「兵部侍郎」の唐名で記されているので、この時は兵部輔であろう。輔には大輔と少輔の上下があるが、後年の上総介の称からみて、称していたのは兵部少輔ではないか。

また、隈部氏が中世当時に源氏を称していたことが碑銘で明らかであるならば、隈部系図の大和源氏、さらには宇野親治始祖説との可能性も無視はできない。

しかし、また、別の発想も可能である。先述の正観寺文書・広福文書に見られる「隈部対馬守」と註記される文書の「源秀」なる人物であるが、これを「みなもと

（の）すぐる」と読むこともできる。源姓に一字の名乗りを持つ武家には、摂津国の渡辺党が知られているが、その同流とされる肥前松浦党の武家たちも、源姓で一字を名乗る。松浦の浦々や島々や五島列島は、伊勢神宮領「宇野御厨」と呼ばれている。松浦党の武家たちは平安末期以来、この御厨の在地領主としてその支配権の一部を継承していた。さらに下松浦の山代（源）弘は父の正から元亨元年（一二三二）、筑後国八院村地頭職を譲与されているが、これは三潴郡三潴荘内とみられ、宇野御厨の住人源姓の武家の九州内陸来住の可能性もあるといえよう。いずれにせよ、隈部氏が宇野親治と結びつくには、山鹿との接点が考えられねばならないが、山鹿と隈部の関係が証明できるのは天文十九年（一五五〇）以降のことである。

菊池能運死後の紆余曲折の肥後国戦国時代史の展開は、最終的に菊池義武（大友義長二男）と鹿子木氏の没落した天文十九年をもって菊池氏分国が名実共に完全に消滅し、菊池家有力家臣は大友氏分国肥後の中で一郡規模の国人領主として認められた。具体的には、城北七郡の菊池旧領は、飽田・詫磨郡を城氏、城氏の後の山鹿郡を隈部氏、隈部や菊池本城を含む菊池郡を赤星氏、合志郡を合志氏、山本郡を内古閑氏に分け与えられたのである。

したがって、隈部氏は本来の苗字の地である隈部・隈府の地を捨て、山鹿郡に移らざるを得なかったが、城氏の本拠となっていた山鹿郡城村城ではなく、隈部の地と隣接する永野の地に移った先が、いわゆる隈部館であろう。ここが、その後の本拠となったことは、後年の合瀬川合戦における隈部・赤星勢の布陣の伝承からも納得できる。隈部氏の隈部の地に対する未練はかなり強かったことを推測させる。

隈部氏本宗は、山鹿郡の中心山鹿の地を本拠とすることはなかったが、親永の子の親泰が城村城に居城し、また弟の親広が山鹿西部の西牧村を領したと伝えている。

の事或は異なると雖も、而れども子母の情は乃ち同じ、我襁褓の中に在つて母を喪い、遂に願氏の志を承くること勿し、此れ豈命に非ずや、然れども生成鞠養の恩栄は、消塵して之に酬ゆること能はず、今や石廟一基を立て、先妣の徳齒を録して、之を□後昆に伝え、以て所謂刻木・感隣・不飲・泣血等の遺徳に擬せんと欲す、公銘せんとして再三に請う、余□至、頗る其梗概を述べ

銘に曰く

藤家の賢女 源氏の閨媛

貞心素有り 懿行虧くるなし

内外和協し 壺彝孔宜し

世に住むこと十八 日嶠嶠に逼る

報恩一句 蓮経七枝

字なり石なり 何ぞ曾て磷緇ならん

屹然たる靈廟 之を瞻之を仰ぎ

慎んで遺躅を奉じ 伝うるに誅辭を以てす

寛正二年辛巳夏五月二十五日

野釈徳願謹んで誌す

①「嬰」は母の字か(原孝治氏の指摘)

②「輟」復徒宮兆域(「菊池風土記」訳)なら「輟」今復た兆域を徒宮しとなる。

③「輟車」は「輟社」の誤り(原氏の指摘)

④「勿遂承顔」志」とすれば「承顔の志を遂ぐる勿し」となる(いずれも原氏の指摘)

読み下し文によつて文意は理解できるが、内容は、忠直の父は紀伊守朝豊、母は藤原朝行娘で、十四で嫁ぎ、十七歳で忠直を生むも、翌年十八歳で死去したこと、長祿三年(一四五九)は、三十三回忌となるので供養の後、小石を拾い集めて法華経を一字一石に写し、寛正二年(一四六一)に完成したので供養塔を作つて埋経したこと、忠直は撰者に対し、中国古来の孝子の例を挙げ、生後すぐ母を失い孝養の機会がなかったのは運命であろうが、生み育ての恩は月日を重ねても報いることができずにいたので、今、供養塔を作り、亡母の恵みを子孫に伝え、中国の孝子たちの故事に習いたいと云い、撰文を再三依頼されたので(引き受け)、概要を述べる、というもので、これに四字、十六句の銘を加えている。

撰者については「徳願」と読めるかどうか自信はないが、「野釈」の冠字から、正観寺などの住職ではなく、桂庵玄樹のように菊池に滞在中の禅宗系の学僧ではないかと推測される。表現・刻字からみても当時のものとして問題ないとすれば、銘文の内容は撰者が忠直から直接得た知識が即表わされているもので、隈部氏に関する史実として重要な意味を持つといえよう。この銘文から明らかになることは、次の三点である。

①忠直の父の名と官名が判明すること。

②忠直のもう一つの官名が判明すること。

③隈部氏は源氏を当時称していたことが明らかであること。

隈部系譜の中で、親子関係が他の史料によつて確かめられるのは、この朝豊・忠直と最後の親永・親泰だけである。ただし、朝豊と忠直という名乗りはつながりが

告余曰 疇昔子羔為母殫泣
血三季之哭、曾參為母極不

餘七日之哀 王修為母動轅車

之誠、隱之為母發於感鄰之

歎、丁生為母存于刻木之敬、雖

今昔之事或異 而子母之情乃同、我

在襁褓之中喪母、勿遂兼顏氏

志、此豈非於命哉、然生成鞠養

之恩榮 消塵不能酬之、今也立石

廟一基、錄于先妣德齒 傳之

□後昆 以欲擬于所謂刻木感

鄰不飲泣血等之遺德 公銘

請于再于三也、余

至願述其梗概

銘曰

藤氏賢女 源氏閨儀

貞心有素 懿行無虧

内外和協 童孺孔宜

住世十八 日逼崦嵫

報恩一句 蓮經七枝

字也石也 何曾磷緇

屹然灵廟 瞻之仰之

慎奉遺骸 傳以誅辭

寛正二年辛巳五月二十五日

野沢徳願謹誌

隱部忠直母供養塔銘文(読み下し文案)〔追加史料二一〕

兵部侍郎源忠直之母

義雲慈孝禪定尼は、將監藤氏朝行の女也、庚寅の誕の質也、姿容端麗、四德兼備す、十四歳にして嫁して紀州刺史源氏朝豊の室に配せらる、内に克く婦礼を尽し、外は允に九族に親しむ、十七歳にして忠直を生む、其明年嬰疾を徴し、遂に粧に掩はる、春秋十有八、葬に長塲の礼を用う、実に応永三十四年丁未正月二日酉刻也、茲の長祿三歳己卯正月は三十三年の忌ノ辰に当る、是において孝子忠直、□之日を遂え、追遠の誠を伸べんと、躬拳石を收拾し、漸く蓮經六万余字を写す、□の一字一石なり、寛正□年辛巳五月二十五日に其功既に畢る。輒ち役徒らに命じて兆域を営み、壇墠を封き石經を藏せしむ也、寔に孝道の深厚なるに匪ざれば、孰れか能く此に至る者あらんや、忠直余に告げて曰く、疇昔子羔は母のために泣血三年の哭を殫し、曾參は母のために不飲七日の哀を極め、王修は母のために轅車の誠を動し、隱之は母のために感隣の歎きを発し、丁生は母のために刻木の敬を存す、今昔

誌」では、菊池郡河原手永の西迫間村、桑林山光九寺の補記（割註）において、

「其銘曰、翁基云、本書銘文誤謬アリ 依テ事蹟通考・陣跡誌ニ拠テ訂之、尚蛭

村明治十七年（一八八四）四月石碑ニ拠テ査定セシ筆記ヲ参照シテ以テ載之」

そして再調査訳文も加えて校合している。

これら解説文を検討するに、寺本は、その場で忽々の解説であり、旧状の白石銘故に見にくかった故か誤読も多い。また、撰者・筆書も忠直であると誤った。洪江は地元の強みで余裕を持って解説したと見られ、句点を入れて読解案を含めた解説文としているが、何故か「五月」を「七月」と誤っている。また撰者については「野秋徳顯」と読み、正観寺十一世と比定しているが、同人著作『菊池風土記』の「正観寺住持次第」では、同寺十一世は「周讓徳恭」とあり、応永以前の人であると記され、一致しない。八木田は洪江の読みに従って五月を七月と誤っているが、他の訳文と校合していると見られ、かなり相違がある。水島はさらに再調査の訳文も参照したと前書にも註記しているが、誤りの七月二ヶ所のうち一ヶ所を残しており、再調査者の読解力に問題があったか、むしろ校合が多くなっただけ混乱も生じた点が推測される。

この銘文は、これら諸書によって世に周知のものであったが、近來その所在が不明であり、筆者も既存の解説文で校合を進めていたところ、地元の公民館に保存されているということで、その写真を手し、解説した。欠落部分もあるが、解説文案（追加史料二）を作り、読解と読み下し文については、原孝治氏の御教示を得た（ただし、同氏には写真確認の機会がなく、筆者の訳によっているので、責任は筆者にある）。

隈部忠直母供養塔銘文〔追加史料二一〕

兵部侍郎源忠直之母

義雲慈孝禪定尼者、將監藤

氏朝行之女也、應永十七年

庚寅誕質也、姿容端麗 四德

兼備 十四歲嫁 而配紀州刺

史源氏朝豐之室 内克盡於

婦礼、外允親於九族、十七歲

生忠直、其明季嬰^{（年）}微疾 遂掩

粧矣、春秋十有八、葬用長塲

之礼、實應永三十四年丁未

正月二日酉刻也、茲長祿^{（年）}三

歲巳卯正月當三十三□□

忌辰、於是孝子忠直遂□□

之日、伸追遠之誠、躬收拾拳

石、漸寫運經六萬餘字□□

之一字一石焉 迄于寬正□□

年辛巳^{（年）}五月二十五日其功

既畢矣、輒^{（力カ）}命役徒宮兆域、封

壇墀藏石經也、寔匪孝道之

深厚、孰能至于此者與乎 忠直

申候、使者永野右京亮 長田彈正忠方まで遣之候、委細定令申候、恐々謹言

六月二日

賀々丸

阿蘇殿

天授元年(一二七五)、菊池攻めに大軍を催して肥後に侵入する九州探題今川了俊との対戦を控え、菊池賀々丸(武朝)が阿蘇惟武に協力を求めたところ、惟武がこれを承諾したので出された札状である。所謂、水島合戦を控えての文書であるが、謝礼の使者となった永野右京亮は、阿佐古氏とともに隈部氏から分かれて独立した家とされる。永野氏が南北朝後半期に菊池家臣として隈部氏から独立した存在であるとすれば、宗家の隈部氏はそれより以前から存在していたという傍証となる。

隈部氏は南北朝期には菊池氏を支える戦力として存在していたと推測されるが、それは苗字の地にからむ隈部城からの推測とも結び付くのである。

三、隈部忠直母供養塔銘文

(一)再解説と歴史的価値

隈部氏歴代の中で、具体的にその個人像が知られているのは隈部忠直のみである。菊池氏三代に仕え、特に重朝を補佐した能臣として中央にもその名を知られていたことは、江戸時代以来の諸書に紹介されている。それは儒学や詩文を通じた五山系禅僧たちとの交流であり、中でも菊池に来遊した桂庵玄樹との間には、その後も長く詩文の応答があった。近來の川添昭二『中世文芸の地方史』にもこれらがまとめ紹介されている。

一方、江戸・明治期には忠直の叙述においては常に紹介されながら、近來、忘れられているものに旧西迫間村光九(久)寺所在の忠直母の追善供養一字一石塔銘文

がある。この銘文は、その都度、校合・解説が加わって紹介されてきたので、訳文に異同がある。

その初例は、天明四年(一七八四)、寺本直廉著『肥後見聞雜記』所収で、著者が明和二年(一七六五)五月十五日に探訪・解説したものである。著者は、西迫間村光久寺の塔銘文紹介のうち、

「又夕門前三道を隔て田の中ニ忠直建立之経塚有、銘文者忠直之自作自筆也、銘左ニ出、但台石之四面ニ銘有、塔之図略之」

と前書を加えて解説文を紹介しているが、その上端の注記で、第一面が東、第二面が南、第三面が西、第四面が北に向いていることを記していることは、塔が後年動かされたので、旧状を示す重要な指摘である。

次いで、寛政六年(一七九四)、洪江公正著『菊池風土記』巻七の「光久(九)寺に在る墓」の項では、

「(略)光九寺の道下に在り、昔は此所迄寺の境内なり、安永八年(一七七九)己亥十月十一日、今の寺内に改め埋む、経塔の銘左に記す」

と前書があり、塔が移されたことを記している。

その次は、天保十二年(一八四一)成立の八木田政名著『新撰事蹟通考』系図編のうち、系図之十「隈部系図」の中で、忠直の項に注記として銘文解説を紹介するが、前書に割注して、

「菊池風土記二曰、此塔始ハ在光久寺ノ道下、旧光久寺境内也、安永八年十月移建光久寺後庭之岩上」

と記すが、菊池風土記は「今の寺内に改め埋む」と記し、「光久寺後庭之岩上」とは記していない。さらに動かされた可能性もある。

さらに、明治二十一年(一八八八)の水島貫之(翁巷)による『増補校訂 肥後国

球磨を抑え、芦北に進出した相良長統は、隈部に使僧を派遣し、菊池為邦に芦北

郡支配の承認を求めた。芦北郡では、二見城の蘭田氏を最前線として高田・八代の名和氏と対立しており、その優位を確保するため、守護の承認を求めた訴訟であった。

この時、相良氏の使者は為邦・隈部・その他の老者達からねんごろに扱われ、為邦から確約の文書も得たことを述べている。この守護館の中で、隈部氏は為邦に次ぐ老者筆頭の地位にあると扱えられている。これには、その後の関連文書があり、為邦の安堵状・同書状・菊池氏老者書状・菊池氏使者書状（いずれも相良文書）がある。

さらに五条文書の「菊池為邦自筆書状」（『隈部館跡Ⅱ』所収）は、菊池方の為清の戦果を伝え、その反動として、筑後山中（五条氏の所在地・八女郡内）の反菊池の動きを警戒するよう隈部式部丞に申し付けたことを報じ、一方で、筑後表口への出兵については、守護代城兵部大夫を山鹿まで進ませ、玉名の肥前為安も出陣したことを知らせている。この内容から、この文書は菊池勢敗北、大將為安討死の寛正六年（一四六五）の高良山合戦直前の時期に発せられたと推定される。

筑後をめぐる菊池と大友の対立は、足利義教が菊池持朝に大内盛見を援け、大友持直討伐命を下し、大友分国の筑後を菊池氏に与えたことに始まる。その後、大友氏は幕府との関係を復し、寛正三年（一四六二）、足利義政は筑後半国を大友政親に与えた。菊池為邦は納得せず、大友氏との間に寛正六年の高良山合戦で敗北し、筑後国守護職は大友氏に移った。

為邦の自筆書状は、菊池氏軍事行動における一方の責任者として隈部氏を起用している。隈部氏は本拠地の関係もあつて、表ではなく裏方の隈府防衛や筑後山中の異変に備えての警備と情報収集を命ぜられたのである。この五条文書の式部丞が、相良文書の持朝書状の式部少丞と同一人かどうか、その間の二十年の時間差は可能ではあるが断定はできない。

さらに、隈部氏の存在を遡らせる可能性がある史料について追加検討しよう。

①「源秀書状」（正観寺文書・広福寺文書）『隈部館跡Ⅱ』所収

正観寺文書の源秀は、寺の訴訟を主君（菊池氏）に取り次ぎ、決裁を得たことを寺に伝えているものであり、広福寺文書の源秀は、菊池一族の肥前家遺族の妙悟の寄進田地問題を肥前家当主との折衝で解決したことを寺に伝えている。

この正観寺文書の源秀書状には、「応永三十三年（一四二六）」と小字注記があり、奥端裏には「隈部対馬守」と記されている。寺の訴状の取り次ぎや、寄進田地について遺族当主と寺の間の仲介に立つことは、家中で当主菊池氏に近い相応の地位にある人物でなければ難しいことであり、応永三十三年と隈部対馬守は、後筆としても、その史実としての可能性高い。

②光九寺五輪塔碑銘（追加史料一—三）

後述の隈部忠直母供養の一字一石塔銘文内容と一致し、忠直建立のものであろう。

紀伊守源朝豊

潭月延龍禪定門

嘉吉三癸亥八月二十二日

応永三十四年未

義雲慈孝禪尼

正月二日

『菊池風土記』からの引用であるが、忠直の父・朝豊が嘉吉三年（一四四三）、母が応永三十四年（一四二七）に死去していることを明らかにしている。

③「菊池賀々丸武朝書状写」（阿蘇文書）（追加史料一—四）

先日申入候處、預委細御返事候之条、恐悦無極候、（略）今愚身貴方之外無憑申方候、随而可被懸御意之由、蒙仰候、恐悦之至、難尽紙状候、此等次第、先為

木庭は本来、菊池一族・城氏の本拠地で、字「古城」の城跡は城林城と呼ばれてきた。豊後から出兵してきた大友勢が、隈府の菊池本城と対峙して陣を構えるため確保した地であり、したがって隈部は木庭の西側を指す地名と言える。

さらに、木庭に陣を構えた朽網親満は、手始めに「隈部 西寺」に出勢、さらに木野・山鹿・隈庄・山本・内古閑の敵城を攻めたと述べるが、西寺は隈府の西南の平坦地である。この西寺の地を隈部の内と見るか、隈部と対する地と見るか、見解の分かれるところではあるが、隈部とは菊池郡北部の菊池本城とその城下町隈府を含む迫間川流域一帯、すなわち、大まかに隈府扇状地を指している地名と見てよいであろう。

(二)隈部氏の初見

隈部氏の名が文献上で確認できるのは十五世紀中頃のことである。「菊池持朝書状」(相良文書)は次の様に述べる。

〔追加史料一―一〕

前日進隈部式部少丞候之處、殷勤之御返^事喜悅候、隨而泰朝^事逗留山門院之由
其聞候、御領中^事叟候間、佐敷同前候哉、早速可被仰付候、并佐敷相殘人々^事叟御
成敗候者可然候、為其兼申^事定子細候、同者能御申御沙汰候者歛心候、恐々謹言

六月十日

持朝(花押)

蘭田主計允殿

菊池持朝は、前回、隈部式部少丞を使者に派遣し、問題は解決していたと思っていたところ、不充分であると、相良支配下の芦北衆代表者と見られる二見城主の蘭田氏に宛てたものである。

この文書については、それに先立つ二月十八日付、四月二十二日付の持朝書状

(いずれも相良文書)が関連している。持朝は一族の高瀬泰朝と対立し、追われた泰朝は一族とともに相良支配下の芦北郡佐敷に亡命していた。持朝は相良氏に使者を送り、泰朝は「一身当敵、孫々子々煩候」と敵意を強調し、国外追放を要求し、その使者となったのが隈部式部少丞であった。持朝と泰朝の確執の原因は定かではないが、対朝鮮貿易権に関することであろうか。高瀬氏は菊池川河口高瀬津を抑えており、内外貿易に関わっていた。球磨から芦北に進出した相良長統も、八代海に出口を得て内外貿易に関心を持っていたはずであり、高瀬氏の経験を吸収したいと佐敷滞在を認めていたのであろう。しかし、持朝は隈部氏を使者として交渉し、泰朝の国外追放を承諾させたのであった。しかし、泰朝に未練のある相良氏は、泰朝だけを薩摩国山門院に移し、持朝の要望に答えたとみせたが、持朝は、他国ではあるが山門院は相良領であるから認められないこと、また佐敷に残留している泰朝関係者も同じく処置するように求めたのであった。この四月二十二日付の持朝書状は、関連文書から持朝の父・元朝の死去、文安元年(一四四四)以後のことであり、持朝死去は文安三年(一四四六)のことであるから、その間に出されたものである。

次いで長祿四年(寛正元年・一四六〇)の「相良長統書状」(相良文書)は次の様に述べる。

〔追加史料一―二〕

(前略)又、くまへ二光東寺坊主進^事て候、昨日罷帰られ候、殊外屋形・隈部方・
其余達行達ねんころ二申候、これに就、芦北の事、肥州より八幡二御かけ候て
せいこん^事状をあつかり候、同りはうもせいこん^事状をもて念比二申され候、目出
候、委敷重々可申承事候、恐々謹言

三月十六日

長統(花押)

蘭田主計允殿

菊池氏宗家を嗣いだ武光の政務や軍事には、武重が定め、武士の時代に機能していた一族を結集した「内談衆」と、その代表「管領」によって支えられていた痕跡はない。他姓の郡内武家領主たちを被官化して直属兵力を増強し、その中から守護代を命じて政務も担当させていたと推測される。もちろん、合戦において、従来の一族の戦力の比重も相応のものがあつた、肥前守武澄が副将となつてゐる理由も一族の戦力の結集が必要条件であつたとは見られるが、武澄には肥後守武光の下で政務上の役割があつた痕跡はない。

戦国後半期まで、隈部氏には居城はなかつたのではない。隈部氏は隈部城ごと武光の直臣団となつたと見るのが妥当であろう。隈部氏から分かれた一族とされる永野氏・阿佐古氏には、菊池市西の旧菊鹿町（現山鹿市）に苗字の地がある。隈部氏本流は隈部の地を動かず、隈部城周辺に居住した故に苗字を変えることがなかつたといえよう。

南北朝内乱期に隈部氏の名は見られない。隈部氏とともに室町期の菊池家三重臣の家とされる赤星氏と城氏は『太平記』にその名を残している。この二家は、当時一族として兵を率いた一方の将であり、後に家臣化したものであるが、隈部氏の場合、その武力は菊池宗家の直属の戦力として、主君の手柄となり、その名が表に顕れることのない存在であつたと考えられる。南北朝内乱期、武光以降の菊池氏宗家は隈部氏に支えられているところが大きかつたと推測されるが、これを確認できる史料は見出せない。

次いで地名は、その場所・範囲を指示するものである。永正三年（一五〇六）の「山北邦統・内田重国連署状」（相良文書）と、同年の「朽網親満書状写」（碩田叢史）は、隈部の地を「木庭」と対比してとらえている。

菊池能運が死去し、遺言により菊池家に迎えられた一族肥前家の政隆に対し、菊

池家中では親政隆派と反政隆派の対立が武力対決へとエスカレートしたが、その均衡は、なかなか破れなかつた。この時、豊後の大友氏が反政隆派を助け、軍勢を派遣したので、政隆派は隈府を捨てることになるが、同派の山北・内田氏は、大友勢が隈部の近所の木庭に陣を置いたと述べ、山鹿・隈本・隈庄防衛線確保のため政隆は内古閑城（山本郡）に移つてゐると述べている。



中世地名「隈部」の概念図

一、はじめに

中世隈部氏の歴史把握については、文献史料の上からはきびしい状況下にある。

天正十五年（一五八七）の「肥後国衆一揆」の張本として隈部氏は滅亡しているので伝来の文書はなく、他家史料の中から関係文書等を拾い出す作業を菊鹿町文化財調査報告第十一集「隈部館跡Ⅱ」で行ったが、その数量は、本稿で今回追加紹介したものを加えてもわずかな量である。

また、菩提寺に歴代の墓碑や供養塔がまとまって存在していると言えるほどでもなく、一方で『隈部物語』・『隈部軍記』などの記録は天正の「国衆一揆」に限られた内容である上、古老の記憶に頼った近世の編纂物である。

隈部系図についても、伝来文書はないので、何を基に作成されたか由緒が分からないし、系図人名の存在を証明できる史料を提示できる場合もあるが、世系のつながりを証明する手がかりは、殆どつかめない。

本稿は、当初、隈部系図の構成と増補の分析により、隈部氏世系確定への可能性を求めたが、考察・判断を加えるほどの史料を見出し得ず、基礎的史料の把握と内容の再検討によって、親永以前の隈部氏世系を含めた歴史の確認と、派生する問題を含めた隈部氏の歴史的評価の試案にとどめた。

二、地名隈部と隈部氏

（一）地名としての隈部

「隈部」という言葉は地名であり、隈部氏はその地名を苗字とする一族であることは明らかである。

隈部の初見は城名として現れる。南北朝内乱前期、正平四年（一三四九）と推定される「恵良惟澄申状追書写」（阿蘇文書）であり、次いで内乱末期の康暦元年（一二七九）と見られる「今川了俊書状写」（阿蘇文書写）である。

恵良惟澄は、菊池武光が合志幸隆に奪われていた菊池本城を攻め、外城を奪い焼き払ったが、さらに翌日には「隈部城」の敵を追落したと述べている。この時、武光は菊池本城を攻め落すことができず、転じて隈部城を一日で落したのは、城の規模も小さく、守備兵も少なかったであろう。

一方、今川了俊は、菊池攻めの最終段階において「菊池事ハ、陣の城、くま目の城、木野城など、更々兵糧なき時分にて候間」、やがて落城するであろうと述べているが、この「くま目の城」が「隈部城」であることは他の史料から推定できる。

ただ、この菊池城攻防戦の最終段階で、菊池方の防衛拠点が、隈部城を本城に、西の木野城、南の平坦部の陣の城として構成され、二文書を比べる時、菊池氏の本城移動が明らかである。内乱前期、合志幸隆が奪った菊池本城とは「深川菊の池の城」を指すが、それは今川了俊のいう「陣の城」であり、北の山際にある「隈部城」は後衛の城であった。ところが、内乱に末期には「陣の城」は「くま目の城」の前衛の城となり、後衛の城であった「くま目の城（隈部城）」が本城となっている。これは早くから指摘されて知られているが、系図等のいう武政時代のことでは、

状況から考えて無理があり、それに先立つ武光の時代に本城を移したことは確かであろう。武光は菊池氏当主となつてから山地を背景とした防禦力の高い隈部城を改修して本城としたのであり、以後、菊池氏宗家の居城として定着する。

しかし、隈部の地名により隈部氏の苗字が生じたとすれば、隈部城は、本来、誰の城であったか。隈部氏の城であったと見るのが妥当であろう。菊池氏が隈部城を本城としたとすれば、隈部氏はどうなったか。

隈部氏関係基礎的資料の再検討

阿 蘇 品 保 夫

(熊本県文化財保護審議会长)

一、はじめに

二、地名隈部と隈部氏

(一) 地名としての隈部

(二) 隈部氏の初見

三、隈部忠直母供養塔銘文

(一) 再解読と歴史的価値

(二) 宇野親治伝承の展望

四、万句連歌と肥後国諸侍連署起請文

(一) 両史料に見る隈部一族

(二) 隈部為治の存在

五、まとめ